

## 段階点検制度(仮設工等)に関する特記仕様書

平成8年4月 1日

令和2年7月 1日 改正

この工事は、水道局が定める段階点検制度(仮設工等)実施要領に基づき選定された工事である。  
請負人は、施工に当っては次によらなければならない。

- 1 水道局の段階点検を適用する工事の選定要件は、次のとおりである。  
(選定要件の内容は、工事仕様書に明示する。)
  - (1) 土留工及び締切り工で、掘削高さ6 m以上の場合。
  - (2) 軟弱地盤による土留工及び締切り工で、掘削高さ4 m以上の場合。
  - (3) 偏土圧を受ける土留工及び締切り工で、掘削高さ4 m以上の場合。
  - (4) 仮設計画で、基準としている水面から床付深さ4 m以上の締切り工
  - (5) 河川堤防と同等の機能を有する仮締切り工
  - (6) 鉄道・河川・道路構造物等近接し、その構造物及び周辺地域に地盤変動等の影響が予想される土留工及び締切り工
  - (7) 一般交通を供用する大規模な土留工、路面覆工及び仮設橋等の仮設構造物
  - (8) 橋長50 m以上の橋梁の架設
  - (9) その他局長が必要と認める工事
- 2 請負人は、段階点検制度対象工事において請負人の本・支店等の技術者、安全管理担当責任者により工事の進捗に応じた段階ごとの点検を行わなければならない。
- 3 請負人は、段階点検制度対象工事について別表に示す工程の段階において点検し、その結果を書面(「段階点検確認書」別添様式)にまとめ監督員に提出しなければならない。
- 4 請負人は、段階点検確認書の書面の内容、書式について適用する工事の内容、規模等に応じて作成し、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。
- 5 請負人は、施工中間段階及び撤去中間段階における点検の頻度について監督員と協議し承諾を得なければならない。
- 6 請負人は、段階点検確認書を監督員に提出し、監督員の受取印を押印してもらい完成書類として検査時に提出しなければならない。

### 別 表

点検する仮設土留工の工程	点 検 の 内 容
① 設計完了段階	・ 設計完了段階においては、現場条件と整合した設計条件で、安全設計してあるか。 ・ 施工中間、完了、撤去中間等の段階においては、仮設計画書どおりに実施しているか。
② 施工中間段階	
③ 施工完了段階	
④ 撤去中間段階	

# 段階点検確認書

受取印

段階点検確認書（設計計画段階）					
工事名				仮設工の種別	
請負人					
本・支店	安全管理担当 責任者			現場 担当	現場代理人
	確認技術者				主任又は 監理技術者
確認日	令和 年 月 日			提出日	令和 年 月 日
確 認 内 容	①現地条件（条件明示）の確認				
	②設計条件（地形、地質、地下水の有無等）				
	③設計計算の適正				
	④仮設計画の安全性				
⑤その他					

# 段階点検確認書

受取印

段階点検確認書 (施工段階 該当工程)					
工事名		仮設工の種別			
請負人					
本・支店	安全管理担当者		現場担当	現場代理人	
	確認技術者			主任又は 監理技術者	
確認日	令和 年 月 日	提出日	令和 年 月 日		
確 認 内 容	①仮設計画書との整合				
	②作業員への技術指導				
③安全対策の実施状況					
④その他					